3　収益又は道具を保管している被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、自国が適当と認める条件を付して当該収益又は道具の全部又は一部を請求国に移転することができる。

4　この条の規定の適用に当たり、善意の第三者の正当な権利及び利益については、被請求国の法令に従って尊重する。

第二十六条　自発的な情報交換

1　日本国及び加盟国は、事前の要請がない場合においても、自国の法令が認める範囲内で、刑事に関する情報を相互に提供することができる。

2　情報を提供する国は、情報を受領する国による当該情報の使用について条件を付すことができる。この場合において、情報を提供する国は、情報を受領する国に対し、提供される情報の性格及び付される条件について事前に通報する。情報を受領する国は、当該条件に合意した場合には、これに従う。

第二十七条　他の文書との関係

1　この協定のいずれの規定も、いずれかの国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自国の法令に従って共助を要請し、又は実施することを妨げるものではない。

2　この協定のいずれの規定も、日本国及び加盟国がこの協定の規定を確認し、補足し、拡大し又は拡充する国際協定を締結することを妨げるものではない。

第二十八条　協議

1　日本国及び加盟国の中央当局は、必要な場合には、請求された共助の実施に関する困難を解決し、及びこの協定に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。

2　両締約者は、必要に応じ、この協定の解釈又は適用に関して生ずるいかなる問題についても協議する。

第二十九条　地理的適用

1　この協定は、日本国の領域に適用し、また、欧州連合に関しては次のものに適用する。

(a)　加盟国の領域

(b)　加盟国が対外関係について責任を有する領域又は加盟国が対外関係に関連して一定の任務を有する加盟国以外の地域。ただし、両締約者が外交上の公文の交換によって合意し、かつ、関係する加盟国により正当に確認される場合に限る。

2　1(b)の規定に従って拡張された領域又は地域へのこの協定の適用については、一方の締約者が他方の締約者に対し、外交上の経路を通じて、六箇月の予告をもって書面による通告を行うことにより、かつ、日本国と関係する加盟国との間で正当に確認される場合には、終了することができる。

第三十条　附属書の地位

附属書は、この協定の不可分の一部を成す。附属書Ⅰ、Ⅱ及びⅢは、両締約者の間の書面による合意により、この協定を改正することなく修正することができる。

第三十一条　効力発生及び終了

1　この協定は、両締約者が、この協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通知する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この協定は、この協定の効力発生の日の後に行われた共助の請求（請求された共助がこの協定の効力発生の日の前に行われた行為に係るものである場合を含む。）について適用する。

3　いずれの一方の締約者も、他方の締約者に対して書面により通告を行うことにより、いつでもこの協定を終了させることができる。終了は、当該通告が行われた日の後六箇月で効力を生ずる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この協定に署名した。

ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成し、二千九年十二月十五日に東京で、及び二千九年十一月三十日にブリュッセルで署名した。この協定は、イタリア語、エストニア語、オランダ語、ギリシャ語、スウェーデン語、スペイン語、スロバキア語、スロベニア語、チェコ語、デンマーク語、ドイツ語、ハンガリー語、フィンランド語、フランス語、ブルガリア語、ポーランド語、ポルトガル語、マルタ語、ラトビア語、リトアニア語及びルーマニア語によっても作成される。両締約者は、外交上の公文の交換によりこれらの言語による協定文を確定する。

日本国のために
　岡田克也
欧州連合のために
　ベアトリス・アスク

附属書Ⅰ　中央当局

両締約者の中央当局は、次の当局とする。

日本国　法務大臣及び国家公安委員会並びにこれらがそれぞれ指定する者

アイルランド　司法・平等・法改革大臣及び同大臣が指定する者

イタリア共和国　司法省法務総局刑事局

エストニア共和国　法務省

オーストリア共和国　法務省

オランダ王国　法務省（ヘーグ）

キプロス共和国　法務・公の秩序省

ギリシャ共和国　法務・透明性・人権省

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国　内務省（英国中央当局）、歳入関税庁及びスコットランド検察庁

スウェーデン王国　法務省

スペイン王国　法務省国際司法協力副総局

スロバキア共和国
　公判前の手続　検事総局
　公判中の段階　法務省
　共助の請求の受領　法務省

スロベニア共和国　法務省国際協力・国際共助局

チェコ共和国
　事件の訴えが裁判所に提起される前（公判前の手続）　チェコ共和国最高検察庁
　事件の訴えが裁判所に提起された後（公判中の刑事手続）　チェコ共和国法務省

デンマーク王国　法務省

ドイツ連邦共和国　連邦司法庁

ハンガリー共和国　法務・法執行省及び最高検察庁

フィンランド共和国　法務省

フランス共和国　司法省刑事・恩赦局国際刑事共助課

ブルガリア共和国　法務省

ベルギー王国　連邦法務省国際刑事協力局

ポーランド共和国
　公判前の段階　国家検察庁
　公判中の段階　法務省

ポルトガル共和国　検事総局

マルタ共和国　司法長官庁

ラトビア共和国
　起訴までの公判前捜査の間　国家警察
　事件を裁判所に送致するまでの公判前捜査の間　検察総局
　公判中　法務省

リトアニア共和国　リトアニア共和国法務省及びリトアニア共和国最高検察庁

ルーマニア　法務・市民的自由省協力総局国際法・条約局国際刑事共助課

ルクセンブルク大公国　検事総長

附属書Ⅱ

第六条の規定に関し、自国の法令によりこの協定に基づく共助の請求の申立てを行う権限を有する当局は、次の当局とする。

日本国　裁判所、裁判長、裁判官、検察官、検察事務官及び司法警察職員

アイルランド　検察庁長官

イタリア共和国
　検察官
　　検事正、検事正補、軍事検事正、軍事検事正補、検事総長、検事総長補、軍事検事総長及び軍事検事総長補